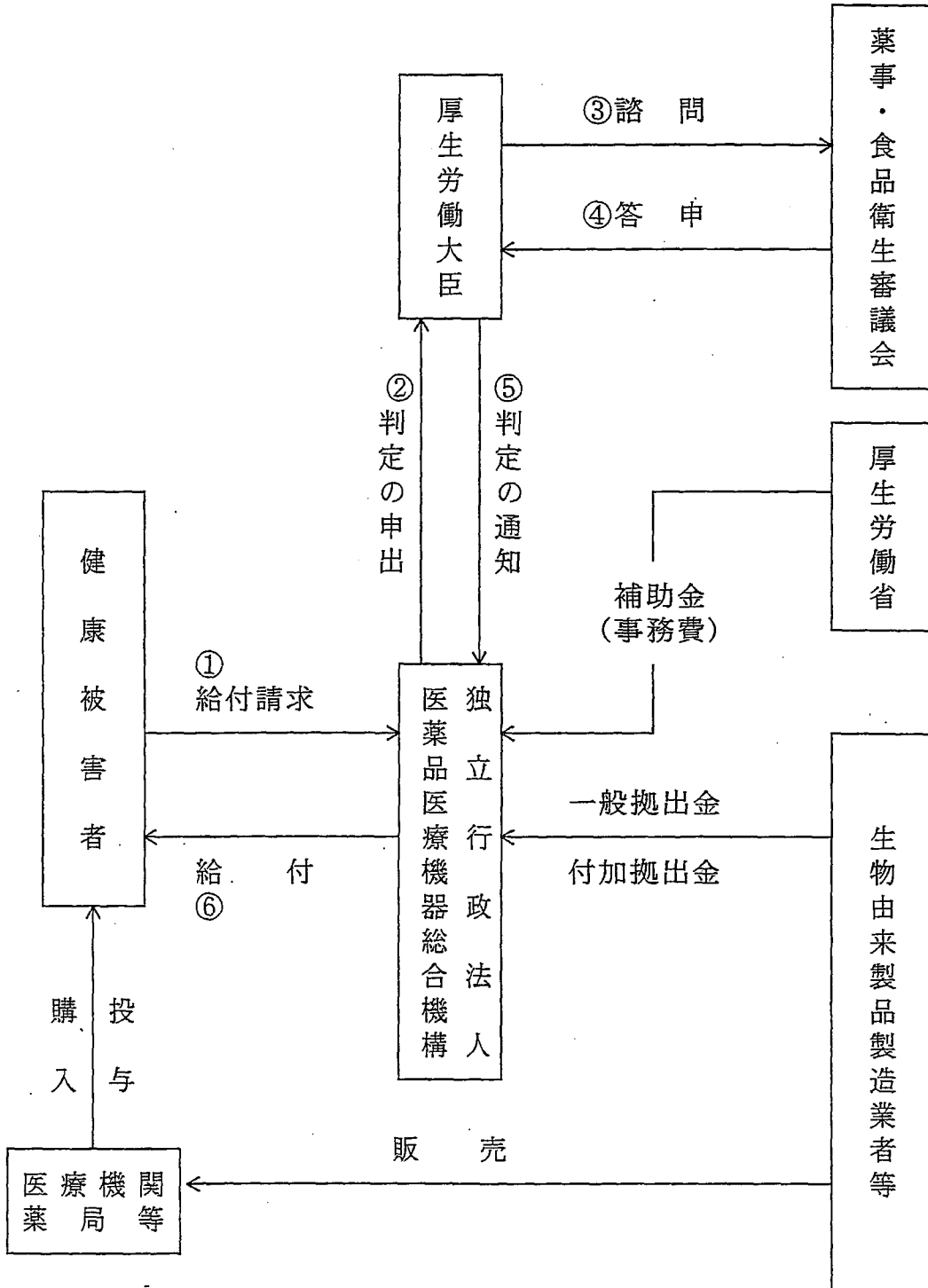


(参考図)

生物由来製品感染等被害救済制度の仕組み



# 生物由来製品感染等被害救済制度の給付一覧

(平成16年4月1日～)

給付の種類	給付の内容	給付額															
医療費	感染等による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に要した費用を実費補償するもの。	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分															
医療手当	感染等による疾病の治療 <sup>(注1)</sup> に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付されるもの。	<table border="0"> <tr> <td>通院の場合</td> <td>一月のうち3日以上</td> <td>35,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一月のうち3日未満</td> <td>33,900円</td> </tr> <tr> <td>入院の場合</td> <td>一月のうち8日以上</td> <td>35,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>一月のうち8日未満</td> <td>33,900円</td> </tr> <tr> <td>入院と通院がある場合</td> <td></td> <td>35,900円</td> </tr> </table>	通院の場合	一月のうち3日以上	35,900円		一月のうち3日未満	33,900円	入院の場合	一月のうち8日以上	35,900円		一月のうち8日未満	33,900円	入院と通院がある場合		35,900円
通院の場合	一月のうち3日以上	35,900円															
	一月のうち3日未満	33,900円															
入院の場合	一月のうち8日以上	35,900円															
	一月のうち8日未満	33,900円															
入院と通院がある場合		35,900円															
障害年金	感染等により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある18歳以上の人の生活保障等を目的として給付されるもの。	<table border="0"> <tr> <td>1級の場合</td> <td>年額2,728,800円 (月額227,400円)</td> </tr> <tr> <td>2級の場合</td> <td>年額2,182,800円 (月額181,900円)</td> </tr> </table>	1級の場合	年額2,728,800円 (月額227,400円)	2級の場合	年額2,182,800円 (月額181,900円)											
1級の場合	年額2,728,800円 (月額227,400円)																
2級の場合	年額2,182,800円 (月額181,900円)																
障害児養育年金	感染等により一定程度の障害の状態 <sup>(注2)</sup> にある18歳未満の人を養育する人に対して給付されるもの。	<table border="0"> <tr> <td>1級の場合</td> <td>年額 853,200円 (月額 71,100円)</td> </tr> <tr> <td>2級の場合</td> <td>年額 682,800円 (月額 56,900円)</td> </tr> </table>	1級の場合	年額 853,200円 (月額 71,100円)	2級の場合	年額 682,800円 (月額 56,900円)											
1級の場合	年額 853,200円 (月額 71,100円)																
2級の場合	年額 682,800円 (月額 56,900円)																
遺族年金	生計維持者が感染等により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直し等を目的として給付されるもの。	年額2,386,800円 (月額198,900円)を10年間 但し、死亡した本人が障害年金を受けていた場合、その期間が7年に満たないときは10年からその期間を控除した期間、7年以上のときは3年間。															
遺族一時金	生計維持者以外の者が感染等により死亡した場合に、その遺族に対する見舞いを目的として給付される。	7,160,400円 但し、遺族年金が支給されていた場合には、当該支給額を控除した額															
葬祭料	感染等により死亡した者の葬祭に伴う出費に着目して給付されるもの。	193,000円															

(注1) 医療費・医療手当の給付の対象となるのは、副作用による疾病が「入院治療を必要とする程度」の場合。

(注2) 障害年金・障害児養育年金の給付の対象となるのは、副作用による障害の状態の程度が国民年金の1級又は2級に相当する場合。